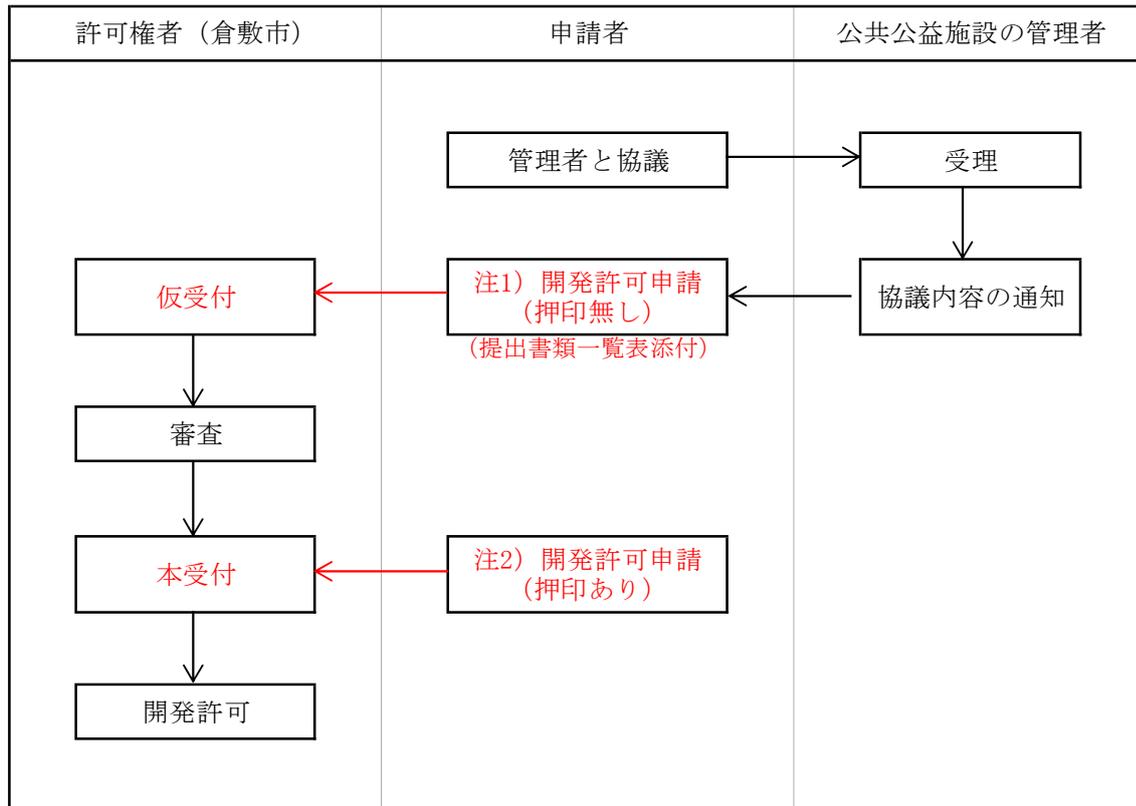


○倉敷市都市計画法に係る開発行為の許可等に関する手続きのフロー図



注1) 仮受付時には、提出書類一覧表を作成して必要書類を確認し、計画内容等を十分検討した上で申請書等を一式提出すること。また、提出する申請書には押印しないこと。

注2) 本受付時には、仮受付し審査され、修正した申請書等に押印した申請書を添付して提出すること。

※ 農地転用申請の受付は、仮受付と同時申請とする。

※ 事前協議の要否については、従前のおりとする。